

報 道 資 料

令和2年2月17日
県土マネジメント部まちづくり推進局
奈良公園室 奈良公園管理係
担当：北脇、片桐、出井
0742-27-8028
(内線 4306、4301)

第13回春日山原始林保全計画検討委員会の開催

1. 日 時 令和2年2月21日(金) 14:00～16:00
2. 場 所 奈良春日野国際フォーラム 本館 会議室1
(奈良県奈良市春日野町101 TEL:0742-27-2630)
3. 議事(予定)
 - (1) 後継樹苗木による修復植栽の検討について
 - (2) 植生保護柵による保全面積の拡大の検討について
4. その他
 - ・傍聴の受付は、委員会開会30分前から開会5分前までとします。
 - ・傍聴の受付は先着順に行い、定員(10名)になり次第、終了します。
なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。
 - ・テレビカメラ及び写真の撮影、録音、録画等は、冒頭の委員長挨拶までとします。現場係員の指示に従ってください。
 - ・本館前に駐車はできません。駐車スペースに限りがあるため、お車利用の報道関係者は2月20日までにご連絡ください。調整のうえ、駐車場所を連絡させていただきます。

※ 傍聴する際に守っていただく事項等について、
詳しくは「春日山原始林保全計画検討委員会傍聴要領」をご覧ください。

以上

春日山原始林保全計画検討委員会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、春日山原始林保全計画検討委員会規則第9条の規定に基づき、春日山原始林保全計画検討委員会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続等)

第2条 傍聴の受付は、委員会開催日の開催時刻30分前から5分前の間に行うものとする。

2 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了するものとする。

3 傍聴者の定員は、会議を開催する都度定めるものとする。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設ける。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、たすき等を携帯し、または着用している者

(3) ラジオ、拡声器、無線機、マイク等を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器類を携帯している者

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴者は次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 傍聴者はみだりに傍聴席から離れないこと。

(2) 静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、公然と賛否の意向を表明しないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 写真撮影、録画、録音等は会議の冒頭までとする。

(5) 携帯電話等は使用しないこと。

(6) 前各号に定めることのほか、会議の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をしないこと。

(会議の秩序の維持)

第5条 傍聴者は、会議を傍聴するに当たって、係員の指示に従わなければならない。

2 傍聴者が前条各号の定めに違反し退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。この場合において、退場を命じられた者は、当日再び傍聴席に入ることはできない。

附 則

この要領は、平成25年2月8日から施行する。